

## 民事手続判例研究

宮永, 文雄  
富山大学経済学部

<https://doi.org/10.15017/3895>

---

出版情報 : 法政研究. 71 (1), pp.167-177, 2004-07-15. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 民事手続判例研究

## 福岡民事訴訟判例研究会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成九年法律第八五号による改正前のもの）一五条一項に基づく産業廃棄物のいわゆる管理型最終処分場の設置許可申請に対する不許可処分の取消訴訟において、当該施設から有害な物質が排出された場合に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民に当たる者は、補助参加の利益を有する

最高裁平成一四年（行フ）七号産業廃棄物処理施設設置不許可処分取消請求事件に対する補助参加申立てに対する異議申立て事件の決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件  
最高裁平成一五年一月二四日第三小法廷決定 裁判所時報一三三二号三頁

宮 永 文 雄

## 【事実の概要】

X（産廃業者）が、岡山県A町（吉永町）内にいわゆる管理型最終処分場を計画し、Y（岡山県知事）に廃棄物処理法に基づいて設置許可申請をしたところ、Yは、(1)水道水源などの安全性確保に支障を来すおそれがあること、(2)事前協議が未了であり地元A町との合意形成がなされていないことを理由として、これを不許可としたため、Xは、平成一一年八月その取消を求める行政訴訟を提起した。Z（A町住民三五二四人およびA町）は、本件施設の設置予定地を水源とする水道水ないし井戸水を飲料水等に使用しており、本件施設が設置されればその生命・健康が損なわれるおそれがあるなどと主張して、民事訴訟法四二条に基づき、Yを補助するため補助参加を申立てたところ、Xがこれに対して「Zらには法的な利害関係がない」として異議を述べたものである。

第一審（岡山地裁平一二・一〇・一八決定）では、民訴法四二条にいう「訴訟の結果」とは、判決主文で示される訴訟物に対する判断のみならず、判決理由中の判断も含まれ、『利害関係を有する』とは、第三者たる補助参加人の法的地位ないし法的利益に事実上の影響があれば足りる」としたうえで、「誰もが、人として生存する以上当

然に認められるべき本質的・基本的な権利である人格権の一つの内容として、個人の生命・身体を侵害されることなく安全に生活できる権利を有しており、水道施設における水源地及び供給水の水質の汚染が防止され、その安全性が確保された飲料水の供給を受けることにより、その生命・身体の健康をみだりに侵害されないという法的地位ないし法律上の利益を有している。」ところが、仮に、基本事件において、本件不許可処分が違法であると判断されてYが敗訴した場合、(中略)本件処理施設が本件予定地に建設・操業される蓋然性が極めて高くなる。そして、仮に、本件処理施設が操業に至り、その結果本件処理施設から排出される水が、本件予定地の周辺の水道施設の水源地及び供給水を汚染し、その水質を悪化させ、右供給水の給水を受ける住民の生命・身体を侵害するものであったとすれば、(中略)Zらの法的地位ないし法的利益に事実上の影響が生じるものと解することができる。」と述べた。その上で、処分場予定地との関係で水源の違う一部地区住民を除く三三三三名の住民及びA町に補助参加を許す旨の決定をした。

原審(広島高裁岡山支部平一四・二・二〇決定)も「訴訟の結果」に判決理由中の判断が含まれるかについては、

明言を避けたものの、おおむね第一審の判断を踏襲した上で、「平成九年改正前の廃掃法一条、一五条が周辺住民の生命身体の安全等の権利利益を個別具体的に保護することを目的としているか否かはともかく、本件において周辺住民に補助参加を認めることは、本件訴訟の判決が周辺住民の法的地位又は法的利益に事実上の不利益な影響が及ぶことを防止するため、被告を勝訴させるべく参加することを認めるにすぎず、周辺住民と抗告人との間に生じうる別個の請求について判断することになるわけではないし、周辺住民に廃掃法上の行政処分の取消しを求める権利を認めることになるわけでもない。」としてXの即時抗告を棄却。Xが最高裁への抗告を申立て、許可された。一部却下、一部棄却。

#### 【決定要旨】

「本件の本案訴訟において本件不許可処分を取り消す判決がされ、同判決が確定すれば、Yは、他に不許可事由がない限り、同判決の趣旨に従い、抗告人に対し、本件施設設置許可処分をすることになる(行政事件訴訟法第三三条二項)。ところで、廃棄物処理法一五条二項二号は、産業廃棄物処理施設である最終処分場の設置により周辺地域に

災害が発生することを未然に防止するため、都道府県知事が産業廃棄物処理施設設置許可処分を行なうについて、産業廃棄物処理施設が『産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、厚生省令で定めるところにより、災害防止のための計画が定められているものであること』を要件として規定しており、同号を受けた廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（平成一〇年厚生省令第三一号による改正前のもの）一二条の三は、災害防止のための計画において定めるべき事項を規定している。また、廃棄物処理法一五条二項一号は、産業廃棄物処理施設設置許可につき、申請に係る産業廃棄物処理施設が『厚生省令（産業廃棄物の最終処分場については、総理府令、厚生省令）で定める技術上の基準に適合していること』を要件としているが、この規定は、同項二号の規定と併せ読めば、周辺地域に災害が発生することを未然に防止するという観点からも上記の技術上の基準に適合するかどうかの審査を行なうことを定めているものと解するのが相当である。そして、人体に有害な物質を含む産業廃棄物の処理施設である管理型最終処分場については、設置許可処分における審査に過誤、欠落があり有害な物質が許容限度を超えて排出された場合には、その周辺に居住する者の生命、身体に重大な危害を及ぼす

などの災害を引き起こすことがあり得る。このような同項の趣旨・目的及び上記の災害による被害の内容・性質等を考慮すると、同項は、管理型最終処分場について、その周辺に居住し、当該施設から有害な物質が排出された場合に直接かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体的安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。したがって、上記の範囲の住民にあたるものが疎明された者は、民訴法四二条にいう『訴訟の結果について利害関係を有する第三者』にあたるものと解するのが相当である。』

#### 【評釈】

##### 一 はじめに

Xは、岡山県B町が出資する第三セクターの産廃業者である。当初、B町内に産廃処分場を設置しようと計画したが、住民の反対によりこれを断念し、同県内のA町内に設置を計画した。A町民の大多数、A町、議会はこれに猛反対し、設置の是非を問う住民投票を実施するなど、反対運動を繰り広げることとなった。このような中、XがYに対してA町内への産廃処分場の設置を申請したが、不許可となったため、Xは行政不服審査を請求したところ、棄却さ

れたことから、本件本訴に及んだものである。これに対し、A町住民の大部分にあたる三千人以上とA町が補助参加を申立てた。

本件の背景となっている紛争は複雑であり、また多くの論点を含むものであるが、本件においては、産廃処分場予定地周辺住民の補助参加の可否が争点となっている。廃棄物処理法一五条（平成九年改正前）が一定範囲の周辺住民に個別的法益を与えていると解釈して補助参加を認められた初の最高裁決定であり、また、補助参加人が多数に上ったというのも異例である。

## 二 補助参加の利益に関する学説

民事訴訟法四二条は、補助参加の要件として「訴訟の結果について利害関係を有すること」を求めているが、具体的にどのようなものを指すかについては、学説が多岐にわたっている。

### (1) 従来の通説：実体的関係の重視

補助参加の要件についての従来の通説では、本裁判決の本文で示される訴訟物たる権利又は法律関係についての判断によって、第三者の地位が論理上決まってくる場合に限定している。<sup>①</sup>これは、判決理由中の判断は、当事者間にさ

え既判力を生じないのに、第三者の利害関係を認める必要はないからと説明される。<sup>②</sup>

「利害関係」については、事実上の利害関係では足りず、法律上の利害関係であることを要するとされるが、法律上の利害関係であれば、財産法上のものに限られず、身分法上のものでも、私法上のものでも、さらには公法上のものでもよい。影響の程度については、法律上の利害関係があれば、判決がその地位の決定に参考となるおそれ（事実上の影響）があればよいとされる。債権者・主債務者間の主債務請求訴訟と保証人、債務者・保証人間の保証債務請求訴訟と主債務者、買主が売買目的物の追奪訴訟を提起された場合と売主の参加などが、従来典型例として挙げられてきた。

### (2) 近時の学説：弾力化志向

しかし、近時は、補助参加の利益を弾力的に認めるべきであるとして、従来の説に対して批判的な説が主流を占めるようになってきている。例えば、従来は補助参加の利益が認められていなかった「当事者と同様の地位境遇にある第三者」についても、当事者の一方の敗訴によって訴えられるおそれがあるかぎり、その第二の訴訟で前訴判決の理由中の判断が後訴において事実上の効果をおよぼし、第三者に

不利益な認定判断がなされる蓋然性があれば、参加を認めてもよいとされた。<sup>(3)</sup>

この他にも従来の学説に批判的な説として、その訴訟の争点に対する判決理由中の判断如何によって参加申出人の法律上の地位が事実上害されることが明らかになった場合は参加を認めるに十分である、としたものがみられる。<sup>(4)</sup>このように近時においては、訴訟物の前提をなす問題についての利害関係でも足りるとする説が有力である。

しかし、この近時の説に対しても批判的な見解がある。すなわち、従来の説は、参加の利益を判決結果によって第三者の地位にいかなる不利益が及ぶかという角度からしか捉えておらず、結果志向・実体権的な論理志向へ偏りすぎている、とし、多様な紛争に統一的な基準を立てることは困難であるというものである。<sup>(5)</sup>

理由については多岐にわたるものの、全体としては、学説は柔軟化路線に大きく傾いているといえよう。概観すると補助参加の利益の有無については、判決理由中の判断についての利害関係まで含めて解釈しており、「法律上の利益」については、これを実体的な利益と捉える説、すなわち判決理由中の判断が、具体的な権利義務関係又は法律関係に影響を及ぼすことが求められるという説と、手続的な

利益と捉える説、すなわち、補助参加人が紛争主体として主張立証を行なう利益と必要性があるとする説に分けられる。<sup>(6)</sup>

### 三 補助参加の利益に関する裁判例

補助参加の可否については、裁判所の判断は分れており、その理由もかなり幅広く、統一的な潮流を見いだすことは困難である。<sup>(7)</sup>

補助参加を認めた例としては、村の住民大会で寄付金拠出の申し合わせがあったことに基づく村の出納係の寄付金請求訴訟において、被告となつてゐる者以外の村民が被告側に補助参加することが認められた例（大審院昭八・九・九決定民集一二卷二二九四頁）、所在不明の夫に対する金銭請求訴訟において、被告の妻が夫側に補助参加することが認められた例（名古屋高裁昭四三・九・三〇高民集二二卷四号四六〇頁）、交通事故の共同被告のうち一人の敗訴が確定した後、他の被告に対する求償権を確保するために原告に補助参加することが認められた事例（最高裁昭五一・三・三〇第三小法廷判決判時八一四号一一二頁）などが代表的である。

認めなかったものとしては、入会権侵害排除請求訴訟に

において、被告が敗訴すれば自分も同様の訴えを提起されて敗訴のおそれがあるとする隣接山林の入会権者の補助参加申立が却下された事例（大審院昭七・二・一二決定民集一卷一一九頁）、合資会社の社員が同社員を相手取って提起した確認訴訟で同様の立場にある社員の補助参加を認めなかった事例（東京高裁昭三八・一二・一〇決定東高民時報一四卷一二号三二〇頁）、キノホルムを製造販売した製薬会社に対する損害賠償請求の訴えにおいて、別訴で原告からキノホルムの投与を理由として損害賠償を求められている医師の補助参加が認められなかった事例（東京高裁昭四九・四・一七判時七四八号六一頁）などが代表的である。

また、ほぼ同様の事例を扱ったものでも、ユニオンショップ協定に基づき解雇された労働者から提起された使用者に対する解雇無効確認・賃金支払請求訴訟において、労働組合が被告側に補助参加できるかが争われた事例では、これを肯定した事例（東京高決昭四二・五・四労民集一八卷六号一〇八五頁）と否定した事例（名古屋高裁昭四四・六・四決定労民集二〇卷三号四九八頁）があるのをはじめ、近年では株主代表訴訟における被告役員の側への会社の補助参加の可否が争われた事例で、肯定した事例（東京地裁平七・一一・三〇決定判時一五五六号一三七頁―東京商銀

事件）と否定した事例（名古屋高裁平八・七・一一決定判時一五八八号一四五頁―中部電力事件）がある。

このように、従来判断が大きく分れてきたものの、近年は、補助参加を認める裁判例が多い。株主代表訴訟で被告役員に対する会社の補助参加を認めた事例、（東京地裁平九・五・八決定判時九八四号二三七頁―セイコー事件、東京地裁平一二・四・二五決定判時一七〇九号三頁―興銀事件、最高裁平一三・一・三〇第一小法廷決定民集五五卷一三〇頁―万兵事件）、労災保険不支給決定取消訴訟で事業主の労基署長への補助参加を認めた事例（最高裁平一三・二・二二日第一小法廷決定判時一七四五号一四四頁）などが代表的である。

以上を概観すると、下級審においては、積極・消極の両方が見られるものの、近年は柔軟な判断をするものが多く、また「補助参加人が訴訟物自体の判断について利害関係を有しないとの一事をもつて補助参加の利益を欠くとするのは狭きに失するといふべきである。」（東京地裁平一二・四・二五決定）と、訴訟物の枠にとらわれず補助参加の利益について判断すべきであると踏みこんで判断したのも散見される。

最高裁においては、積極的な判断が多く見られるものの、

訴訟物との関係については、必ずしも明確ではない。判決理由中の判断では訴訟の結果について法律上の利害関係を有するとはいえないとしたものもある。(最高裁平一三・二・二二日第一小法廷決定)

#### 四 本件に関する検討

本件の本訴においてXの請求を認容する判決が確定した場合を本件決定に沿って想定すると、まず、判決が確定すると、この判決には形成力があるため、この時点でYの不許可処分は取消される。つぎに、Yは、行政事件訴訟法の定めに従い、「判決の趣旨」に従い処分の一やりなおしをしなければならない。この際、同一事情のもとで、同一事由、同一内容の処分を行なうことは禁止されているので、特段の事情がない限りは、許可処分となる蓋然性が極めて高いといえる。そして、もしこの処分に遺漏等があった場合には、処分場から有害物質の排出による水質汚染のおそれがあり、さらにはその水質汚染によるZらの生命・身体への被害のおそれがあるとされる。

#### ・「訴訟の結果」について

ここで、民訴法四二条にいう「訴訟の結果」と訴訟物の

範囲が同一かという問題があるが、多数説に従えば、ここでの訴訟物は、「当該不許可処分の違法性一般」とされる。また行訴法に言う「判決の趣旨」が判決理由中の判断も含むのかについては、行訴法三三条二項の解釈に関する多数説では、「判決の主文および判決理由中の具体的違法つまり取消理由とされる具体的違法性」に拘束力を生じるとされる。これらを前提とすると、「訴訟の結果」には、判決主文で示される訴訟物のみならず判決理由中の判断についての利害関係まで含まれると考えるのが自然であろう。しかし、本件最高裁決定においては、これを訴訟物に関する利害関係に限定するか否かについては、今回も言及していない。この点については、本件最高裁決定は、従来の判例の流れを越えるものではないといえよう。

#### ・「法律上の利害関係」について

本件においては、Zらが何らかの保護法益を有していると解釈すれば、判決は法律上の権利関係(利益)に事実上の影響があるといえる。第一審においては、「人格権」を内容の一つとしての法律上の利益を認めただが、最高裁は、廃棄物処理法一五条二項の与える法律上保護されるべき個別的利益として法律上の利益を認めている。

前述の想定において、許可処分となる蓋然性が高いとい



う点までは、これが法律上の問題であるのは明らかである。しかし、処分場からの有害物質の排出や、その水質汚染による住民の生命・身体への被害のおそれは、一見事実上の関係に過ぎないようにも解釈することができる。逆にいえば、住民の生命・身体の保護が実体法上の利益であると認定されれば、これらは法律上の関係があることになり、Zらにも補助参加の利益が認められることになる。本件最高裁判決は、「廃棄物処理法一五条が個々人に与える法益の侵害」を同法の解釈によって導き出すことで、Zらの補助参加の利益を肯定した。

#### ・実体法を基準としたアプローチへの疑問

なるほど、実体法の解釈に基づき補助参加の利益を肯定した最高裁の判断も、合理的なものとはいえよう。しかし、補助参加を容認する下級審からの解釈の変遷をみるに、地域住民の（法律上の）利益は、一実定法の規定の解釈により左右されるほど不安定で根拠の弱いものなのかという疑問が生じる。すなわち、本件は、地域住民には何がしかの法律上の利益が認められるケースであり、それが最高裁判決においては、偶々、廃棄物処理法を根拠としただけではないかという疑問である。

本件決定において、補助参加を認めたという結論そのも

のには賛成するものであるが、Zらの実体法上の個別的利益を根拠とするよりも、固有の紛争主体として主張立証を行なう利益の有無を中心に考量するほうが素直ではないかと考えるのである。

この点で、原審である高裁決定は、理由中で従前の紛争過程を指摘した上で、これまでの交渉の経緯に照らせば、「A町及び地域住民であるZらに自らの立場で主張、立証を行なう機会を与えることは、審理の充実を図ることになるといふべきである。」とし、補助参加の利益を肯定的に捉えている。

最高裁は、実体法上の根拠を一応示すことで、補助参加の利益の認められる範囲が拡大することに一定の歯止めをかけたものではないかとも考えられよう。だが、手続法上の問題に実体法上の根拠を持ち出したとしても、補助参加の可否についての審理の時点では不確定な部分が多すぎ、かえって、手続的な利益を正面に据えて補助参加の可否を検討したほうが、よりの確な判断をすることができるように思われる。

#### 五 多数の補助参加の可否

本件最高裁決定においては言及されなかったが、補助参

加申立人が多数に上ることが訴訟遅延や混乱を招かないか、あるいは、それを理由に補助参加を拒否ないし制限できるかという論点も検討しておく必要がある。民訴法においては、特段の規定はないものの、株主代表訴訟に関する商法二六八条二項には「株主又ハ会社ハ前項ノ訴訟ニ参加スルコトヲ得但シ不当ニ訴訟ヲ遅延セシメ又ハ裁判所ノ負担ヲ著シク大ナラシムルトキハ此ノ限ニ在ラズ」と規定されており、本条但書の例として、学説においては「あまりに多数の株主が参加するような場合」が例としてあげられている。<sup>(8)</sup>

民訴法にはこのような規定がないため、考慮を要しないとも考えられよう。ただ、本件決定の文言からは、「特段の事情」がある場合に補助参加を不許可とする余地を残している」と読むこともでき、これには、申立人が多人数になる場合についても含まれると解釈することもできよう。

この点については、原審である高裁決定において言及されている。「Yは本件不許可処分<sup>(9)</sup>の適法性について主張立証をしており、三〇〇人以上に及ぶZらの本訴への関与を認めると、訴訟が混乱するおそれが全くないとはいえない。」としながらも、従前の交渉過程を指摘し、参加の利益を肯定的に判断した上で「Zらは共通の代理人弁護士を

選任しているもので、その参加を認めることによって訴訟が混乱するおそれはそれほど大きいとはいえない。」とした。この判断そのものは妥当であろう。

しかしながら、逆に補助参加人によって異なる代理人を選任し、訴訟行為についての方針に差異が生じるおそれがある場合は、問題となる。方針を異にする複数の補助参加人（集団）が、ほぼ同時期に補助参加を申し出、訴訟の混乱が予想される場合には、両者の参加を認めない理由ともなる。だが、補助参加後に、訴訟遂行方針の対立等から補助参加人同士で方針の異なる複数の集団が形成された場合の扱いなどについては、今後議論が必要である。

#### 六 おわりに

本件決定後、Xは処分場の建設計画を白紙撤回し、同年四月に訴えを取り下げ、予定地はA町に売却することになった。

その後、類似のケースとして、いわゆる「孝子峠産廃訴訟」において、和歌山地裁平成一五年九月三〇日決定は、産廃予定地四キロ圏内六六三三人の補助参加を認め、被告の異議を棄却し、確定した。今後は同種の補助参加の申立てが増える可能性もある。多数の当事者がある場合につい

ては、民訴法に大規模訴訟の特則が設けられるなど整備が進んできた。しかし、多数の補助参加人がある場合に関しては、従来十分に検討されてこなかったものであり、今後は関連法令の整備も含め検討する必要があるだろう。

## 【参考文献】

- 兼子 一『民事訴訟法体系〔新修〕』（昭和三二年）  
 伊藤 眞「補助参加の利益再考」民訴雑誌四一号一頁（平成七年）  
 井上治典「補助参加の利益」同『多数当事者訴訟の法理』六五頁（弘文堂・昭和五六年）〔初出・民訴雑誌一六号（昭和四五年）〕  
 井上治典「補助参加の利益・半世紀の軌跡」判例タイムズ一〇四七号四頁（平成一三年）  
 大隅健一郎『今井宏』新版会社法論 中巻Ⅰ（有斐閣・昭和五八年）  
 芝池義一『行政救済法講義〔第2版補訂版〕』（有斐閣・平成一五年）  
 園部逸夫編『注解行政事件訴訟法』（有斐閣・平成元年）  
 新堂幸司「株主代表訴訟の被告役員への会社の補助参加」自由と正義一九九六年二月号一四頁  
 「東京地裁平成一二・四・二五決定」解説」判例時報一七〇九号三頁

三谷忠之「東高決平成二・一・一六解説」民事訴訟法判例百選  
 〔第三版〕一〇六事件（平成一五年）  
 瀧田陽子「最判平一三・二・二二判批」法政研究六九巻一号一六一頁（平成一五年）

## 【本件評釈】

新山一雄「時の判例」法学教室二七五号一一四頁（平成一五年）  
 早坂禧子「判例解説」法令解説資料総覧二五七号一〇二頁（平成一五年）  
 川嶋四郎「最新判例演習室」法学セミナー五九二号一一九頁（平成一六年）

## 【本件資料等】

則武 透「吉永町産廃問題訴訟で住民側の補助参加を認める画期的決定下される」環境と正義三八号（平成一三年）  
 吉永町ホームページ <http://www.town.yoshinaga.okayama.jp/>

## 注

- (1) 兼子・三九九頁
- (2) 伊藤・四頁
- (3) 井上『法理』・特に、七七頁以下参照。
- (4) 新堂・一二〇頁。

- (5) 井上「軌跡」・一一頁
- (6) 「東京地裁平一二・四・二五決定」解説」判例時報一七〇九号三頁参照。
- (7) 各判例については、井上「軌跡」・九—一〇頁に詳し  
い。
- (8) 大隅—今井・二五一頁。